

陳情項目の回答書 (東栄町)

訪問日時：平成 21 年 10 月 29 日（木）10:30～11:30

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第 25 条、地方自治法第 1 条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

〔回答〕

平成 18 年から平成 27 年の 10 年間の第 5 次東栄町総合計画に基づき「いきいきと健やかに暮らす人づくり」を基本方針として推進します。子供から高齢者まで住民一人ひとりが心身ともに健やかに元気でいきいきと暮らせるよう、保健・福祉・医療の充実を図る。

- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

〔回答〕

山村過疎地域であり、依存財源に頼るところが多いため、国県へは継続要望をお願いしていきたい。独自施策は、全体の財源が確保できれば継続してけるよう検討してまいりたい。

- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

〔回答〕

今のところ定める予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

〔回答〕

災害や失業など、やむを得ない場合は減免を受けられることがある。その他はなし。検討はしていきたい。

- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

〔回答〕

社会福祉法人等による利用者負担軽減をさらに充実していきたい。

③新基準による要介護認定について

- ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

〔回答〕

サービス事業者を集めて会議及びケアマネージャー会議等を通じ基準見直し後の内容について検討会を随時図っていきたい。

- イ. 要介護認定者やその家族・関係者などわかりやすい説明書を配布してください。

〔回答〕

町広報紙等を通じて周知を図りたい。

- ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会

をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

[回答]

各事業所の担当者がそれぞれに県の説明会に出席しているので、問題点、意見等の集約については随時、事業所の担当者会議等の席上で必要に応じて、対応を図っていきたい。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・住宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

[回答]

町独自での基盤整備は財政的にも現状的に厳しいと考えます。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件及び研修について、財政的な支援をしてください。

[回答]

労働者確保は大事なことであるので、前向きに財政支援を図っていきたい。

(2) 介護保険について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式を含め実施してください。

[回答]

利用者のニーズを考慮したり、また会食方式についても今後検討していく。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

〔回答〕

地域の実態把握に基づき、検討していきたい。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策
の拡充

〔回答〕

「まめともクラブ」として、役場、包括、社協、JAなどが高齢者対象の事業
を各地域で実施しており、必要に応じた援助を検討していきたい。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

〔回答〕

対象としていない。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者
認定申請書」を個別に送付してください。

〔回答〕

認定していないため、なし。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税
世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）
制度の対象を拡大してください。

〔回答〕

愛知県の要綱に基づいて実施しており、非課税者への単独も多く財源が必要

になるため検討が必要。

- ②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

[回答]

財源確保の必要があるため検討が必要。

- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

[回答]

生活実態・滞納分析（悪質なものか否か）は、必要と考える。

- ④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

[回答]

愛知県の要綱に基づいて実施しているため、独自の対応は今のところ考慮しない。

- ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

[回答]

国や県の見解にもありますように、回数制限等の問題などがありますので、もう少し時間をかけて検討していきたい。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

[回答]

検討している。

- ②妊娠婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください

い。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

[回答]

産前14回を無料としている。産後はなし。また、出産準備金を1人当たり50,000円支給している。超音波検査は1回となっているので、今後回数等は検討していきたい。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

[回答]

検討していきたい。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

[回答]

取扱要綱の見直しは今のところありません。申請の受付窓口は教育委員会です。

4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

[回答]

保険料については、引上げを行わないよう毎年検討している。減免制度拡大については、今後検討する。

イ.少子化対策として修学前の子どもについては、均等割の対象としないでくだ

さい。

[回答]

制度上のものであり考慮しない。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

[回答]

検討する。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が 1,000 万円以下で、当年の見込所得が 500 万円以下、かつ前年所得の 10 分の 9 以下」にしてください。

[回答]

減免要件については、今後検討する。

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18 歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め 1 枚も残すことなく保険証を届けてください。

[回答]

生活実態を考慮し、滞納分析してから判断する。

イ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

[回答]

生活実態、滞納分析を行い判断する。

ウ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活

実態を無視した保険料（税）の徴収や差し押さえなど制裁行政をしないでください。

[回答]

生活実態を把握することは必要と考える。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口に置くなど、制度を広く住民に周知してください。

[回答]

検討する。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自律支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

[回答]

国の基準に基づいて実施している。独自の軽減はない。

②市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくしてください。

[回答]

地域生活支援事業については、北部圏域において、サービスの統一化を進めているため、独自の対応は考えていない。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村独自で行ってください。

[回答]

北部圏域において、関係機関等で定期的に研修会を実施するなど、広域的取

り組みを視野に入れ検討しているため、今のところ単独では考えていない。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患健診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団検診をともに実施してください。

[回答]

特定健診、歯周疾患健診については、無料である。がん検診は負担金がある。

実施期間は決めているが、今のところ問題はない。個別・集団ともに実施している。

- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

[回答]

検討していきたい。

- ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

[回答]

40・50・60・70歳の検診は無料となっている。今後、検討はしていきたい。

7. 生活保護について

- ①憲法25条及び生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。

[回答]

生活保護の事務手続きは県福祉事務所の管轄になるため、県事務所と調整対応していく。

- ②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

[回答]

2年前の経済不況のリストラ対象者等に対する対応策として県通知があつたと思われるが、適切な対応をしていきたい。ちなみに北設おいては、対象件数はない。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

[回答]

愛知県での対応。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充してください。

⑤消費税の引き上げを行わないでください。

⑥社会保障費 2,200 億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護婦不足を

解消してください。

- ⑦障害者自律支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者及び40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

- ②低所得者に対する独自の保険料をおよび一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

以上